

浜松市公告第 4 4 4 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項の規定において準用する同法第10条第 1 項の規定により次の土地改良区の土地改良事業計画変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

なお、同法第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浜松市を被告として認可処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和 8 年 7 月 13 日

浜松市長 中野 祐介

土地改良区名 事業名 地区名	関係市町	認可年月日
浜松土地改良区 維持管理事業 浜松市	浜松市	令和 8 年 7 月 13 日